

城陽市火災予防規則（第21条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為（たき火を含む。）の届出書

年 月 日	
城 陽 市 消 防 長 様	
住所 届出者 電話 番 氏名	
城陽市火災予防条例第45条の規定により火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為（たき火を含む。）をするので届け出ます。	
発 生 予 定 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄
	届出先 城陽市消防本部予防課（消防本部庁舎2階） 1 乾燥時、強風時等は中止すること。 2 監視人を必ずつけること。 3 消火準備をすること。 4 建物、可燃物から安全な距離をたもち、また、規模を大きくしないこと。 5 後始末は完全に行うこと。 6 夜間には行わないこと。 7 実施前、終了後は連絡すること。 （城陽市消防署警防課通信指令係）TEL（代） 0774-54-0116 8 その他（消防法及び他の法令による調査指導を行うことがある。）

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 その他必要な事項欄には、消火準備、行為の責任者等その他参考事項を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。